

環自野発第 2304283 号
令和 5 年 4 月 28 日

各都道府県知事 殿

環境省自然環境局長
(公 印 省 略)

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の
一部改正等について

令和 4 年 5 月 18 日に公布された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 42 号）」による改正後の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「法」という。）」附則第 5 条第 1 項において、従来の特定外来生物の規制を適用することによりかえって生態系等に係る被害の防止に支障を及ぼすおそれのある外来生物を新たに特定外来生物に指定する場合に、政令で条件を付してその規制の一部を適用除外にすることができることとされました。なお、本規定により規制の一部を適用除外して指定された特定外来生物を、通称「条件付特定外来生物」と呼ぶこととしています。

本規定を踏まえ、法第 2 条第 1 項及び附則第 5 条第 1 項に基づき、アカミミガメ及びアメリカザリガニを特定外来生物に指定するとともに、その規制の適用除外の内容を定めた「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 16 号。以下「改正政令」という。また、同政令による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成 17 年政令第 169 号）を以下「施行令」という。）」が令和 5 年 1 月 25 日に公布されており、令和 5 年 6 月 1 日に施行されます。なお、本施行により、アカミミガメ及びアメリカザリガニが条件付特定外来生物に指定されます。

改正政令の施行に伴い、法第 4 条の飼養等の禁止に係る適用除外の追加や法第 5 条の飼養等の許可に係る飼養等の目的の追加等を行う「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年農林水産省・環境省令第 1 号。以下「改正省令」という。また、同省令による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成 17 年農林水産省・環境省令第 2 号）を以下「規則」という。）」が令和 5 年 2 月 27 日に公布されており、アカミミガメ及びアメリカザリガニに係る規定については令和 5 年 6 月 1 日に施行されます。

また、改正政令及び改正省令の施行に伴い、「環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件の一部を改正する件（令和 5 年環境省告示第 35 号）」及び「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令附則第二条第一項に基づき主務大臣が定めるアカミミガメ及びアメリカザリガニの業として行う飼養等の方法（令和 5 年環境省告示第 36 号）」が令和 5 年 4 月 17 日に公布されており、令和 5 年 6 月 1 日に施行されます。

これら改正等の概要及び改正等を踏まえた規制の概要は別添のとおりですので、貴職におかれましては、本改正等を踏まえた法の適正な執行への御協力をお願いいたしますとともに、貴管下市町村（特別区を含む。）及び関係機関にも周知されるようお願いいたします。

1. 改正政令の内容

(1) 背景・趣旨

法附則第5条第1項において、通常の特特定外来生物の規制を適用するとかえって生態系等に被害を生じるおそれのある外来生物について、新たに特特定外来生物に指定する場合に、当分の間、政令で条件を付して、その規制の一部を適用除外にすることができることとされた。この規定の対象となる生物については、通称「条件付特特定外来生物」と呼ぶこととしている。

「通常の特特定外来生物の規制を適用するとかえって生態系等に被害を生じるおそれのある外来生物」とは、他の特特定外来生物の飼養者の数と比べても相当程度多くの一般の者により飼養されている、野外の生息数が多いことから一般の者であっても容易に捕獲し、飼養することが可能であるなど、我が国における当該特特定外来生物の生息又は生育の状況、飼養等の状況その他の状況に鑑み、法第4条（飼養等の禁止）、第7条（輸入の禁止）、第8条（譲渡し等の禁止）、第9条（放出等の禁止）の規定を適用することによりかえって当該特特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に支障を及ぼすおそれがあると認められる特特定外来生物をいう（特特定外来生物被害防止基本方針第2「3 選定の際の考慮事項」参照）。また、「当分の間」としている趣旨は、そうした生物であっても生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして特特定外来生物であることに変わりなく、本来であれば法第2章の各規制を適用すべきものであるため、あくまで状況に応じた暫定的な措置であることを明確とすることにある。

アカミミガメ及びアメリカザリガニ（以下「アカミミガメ等」という。）は、現行法のもと特特定外来生物に指定されている生物と同等に生態系等に係る被害を及ぼす外来生物であるが、他の特特定外来生物と異なり、野外に生息している個体が多く生息地も広範囲に広がっている、現に飼養等している者が桁違いに多く一般家庭の子どもたちが飼養している事例が多い、現に飼養している個体は野外採取によって入手していることも多いといった特性を有する。このため、特特定外来生物の規制を全て適用すると、野外に生息している個体を新たに捕獲して飼養等することによる飼養等違反や、手続きの手間又は飼養等違反時の罰則を避けるための放出違反を引き起こす可能性があり、他の特特定外来生物と同様に規制することが困難な状態が当分の間続くことが想定される。

上記を踏まえ、改正政令により、アカミミガメ及びアメリカザリガニを特特定外来生物に指定するとともに、その規制の一部の適用除外の内容を規定した。

(2) 特特定外来生物の新規指定（施行令別表第一関係）

法第2条第1項の政令で定める外来生物（その個体及び器官が特特定外来生物となるもの）の種を定める施行令別表第一に、下記の2種を追加することとした。

種名	指定の理由
<i>Trachemys scripta</i> （アカミミガメ） ※ミシシippアカミミガメ（ <i>T. s. elegans</i> ）、キバラガメ（ <i>T. s. scripta</i> ）、カンバーランドキミミガメ（ <i>T. s. troostii</i> ）の3亜種からなる。	全国各地に定着しており、在来カメ類と競合（日光浴の場所や食物等）が生じ、在来カメ類に影響を及ぼす。また、食性が多岐にわたるため在来生物群集に大きな影響を与えると考えられる。ペットとして大量に輸入された過去があり、令和元年度時点の飼育数は約110万世帯/160万匹、野外では約930万個体が生息すると推定されており、飼育個体の放逐による拡散リスクがある。頑強で汚染に強く、都市部の汚れた水域でも生存できるため、一度放逐されると定着する可能性が高い点も脅威と考えられる。
<i>Procambarus clarkii</i> （アメリカザリガニ）	多様な小動物を捕食したり、水草を切断して水生植物群落を破壊したりすることで、劇的な生態系の変化を引き起こす。

<p>※アメリカザリガニについては、既に別表第一においてアメリカざりがに科のうちアメリカザリガニ以外のものが指定されているため、アメリカザリガニを除外対象から外す形の改正となる。</p>	<p>既に日本全国に広く定着しており、水生植物の消失や水生昆虫の局所的な絶滅を引き起こしているほか、魚類や両生類などの生息に悪影響を及ぼしている。また、ザリガニペスト（アフノマイセス菌）や白斑病のキャリア（保菌者）になることから、ニホンザリガニの生息地に侵入すれば、ニホンザリガニを含む淡水生態系に大きな影響を与える可能性がある。令和2年度時点の飼育数は約65万世帯/540万匹と推定され、身近な水生生物として親しまれて釣りや飼育が多く行われており、飼育個体等の放逐による拡散リスクが常に存在する。</p>
---	---

これによりアカミミガメ等は特定外来生物となるが、(3)のとおり規制の一部が適用除外されることから、「条件付特定外来生物」に該当する。以下、規制の適用除外がかからない特定外来生物については、条件付特定外来生物と区別するために「通常の特特定外来生物」という。

(3) 特定外来生物に係る規制の一部の適用除外の内容（施行令原始附則第2条関係）

アカミミガメ等について、法第2章に定める特定外来生物の取扱いに関する規制を、次のア及びイのとおり当分の間一部適用除外とすることとした。

ア及びイにおける「当分の間」は、輸入、販売及び購入の規制や防除による野外の個体数の減少等により飼養者数が減少するなど、この特例措置の適用を解除できるようになるまでの間を想定している。条件付特定外来生物については、特定外来生物の指定後にその生息の状況や飼養等の状況等を注視しつつ適用除外を解除する時期の検討を行う。

なお、規制の適用除外とならない行為であっても法第5条に基づく許可をとること等により規制されている行為が可能となる場合があるので、詳細は「3. アカミミガメ等に係る規制対象行為及び防除について」を参照されたい。

ア. 飼養等の禁止（法第4条）について

アカミミガメ等は、通常の特特定外来生物と比べ身近な生き物であり、アカミミガメについては約110万世帯で約160万匹程度（令和元年度時点）、アメリカザリガニについては、約65万世帯で約540万匹程度（令和2年度時点）と広く一般的に飼養されていると推計されている。野外においても広範囲に分布し、通常の特特定外来生物同様に規制を行った場合、子どもを含む市民が規制の内容を知らずに捕まえて家まで運搬し、飼養すると法第4条（飼養等の禁止）に違反することになってしまう。また、許可手続きの手間や違反時の罰則へのおそれから、許可を得ない飼養等や放出等が誘発され、かえって生態系等への被害が拡大するおそれがある。

これらのことから、アカミミガメ等の個体について、次の①又は②に該当する場合には、当分の間、法第4条の規定を適用しないこととした。

- ①当該特定外来生物（アカミミガメ等）の飼養等を業として行う者が、当該特定外来生物の個体（当該特定外来生物を商業的目的で繁殖させる場合にあっては、生きているもののみでなく、生きていないもの及びその加工品を含む。）の販売又は頒布をする目的以外の目的で、当該特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める方法により、飼養等を行うこと（施行令附則第2条第1項）。

本規定は、販売又は頒布を目的とせずアカミミガメ等の飼養等を業として行う場合は、主務大臣が逸出による生態系等への被害防止を目的として定める飼養等の方法を遵守して飼養等をすれば、飼養等の禁止の適用除外となり、飼養等に係る手続きは不要となることを意味する。一方で、販売又は頒布を目的とした飼養等については、飼養等を行う個体数が多いことや、不特定多数の者に対して広範に流通させることによりアカミミガメ等が未分布地も含め広く拡散するおそれがあり、逸出した際に生態系等に対する被害が生じる危険性が高いことから、適用除外の対象に含まれず、通常

の特定外来生物と同様に飼養等が禁止の規定が適用される。

- ・「飼養等」について

この「飼養等」は法第1条に規定する「飼養等」をいい、生きた個体（卵を含む）の飼養、保管又は運搬を指す。なお、「飼養等」に該当するか否かについては、（i）当該生物の存在を認識している状況にあるか、（ii）具体的に当該生物の飼養等を行っているか、により判断することとなる。したがって、土地や施設の所有者や管理者の関与が無い状況でアカミミガメ等が生息している場合は飼養等に該当しないが、給餌している場合や、アカミミガメ等を意図的にその場に留めている場合等、アカミミガメ等の誘因、維持、死傷の防止等のための具体的な管理行為を行っている場合は飼養等に該当する。

- ・「飼養等を業として行う者」について

「業として行う」とは、ある者の同種の行為の反復的継続的遂行が、社会通念上、事業の遂行と見ることが出来る程度のものであることを意味する。この「事業」は営利目的か非営利目的かを問わないものであり、国や地方公共団体も上記の事業を行っている限りにおいて事業者に含まれる。具体的な対象としては、例えば、漁業者、販売業や流通業を営む者、動物園や水族館を営む者、都市公園の管理者、防除事業の実施者、アカミミガメ等を教育や学術研究のために飼養等をする者、アカミミガメ等の引取り事業を行う者、アメリカザリガニの釣り場を管理する業を営む者、寺院で宗教行事に使用するためにアカミミガメを飼養する者などが想定される。

- ・「（当該特定外来生物を商業的目的で繁殖させる場合にあっては、生きているもののみでなく、生きていないもの及びその加工品を含む。）」について

法において規制の対象となる特定外来生物の個体は、法第2条において「生きているものに限る」と規定されており、これは本法で防ごうとする生態系等に係る被害が、特定外来生物が我が国で生きていることによって初めて生ずるからである。このため、単に「特定外来生物の個体の販売又は頒布をする目的」であると、生きた個体の販売又は頒布をする目的での飼養等が規制対象となる。一方で、特にアメリカザリガニについては、繁殖させた個体を死亡させてから加工するなどして販売するという事業形態が想定される。このような事業を行う者は、十分な繁殖技術があり、利益を上げるために需要が増えれば生産量を増やすインセンティブが働き、際限なく個体数を増加させることも想定され、生体での販売を目的とした飼養等と同等以上の逸出リスクが生じるおそれがある。このため、アカミミガメ等を商業的目的で繁殖させる場合は、生きていないもの及びその加工品の販売又は頒布を目的とした飼養等も規制対象に含めることとしたものである。なお、飼養等の禁止（法第4条）の対象が生きた個体であることは変わらないため、個体が生きている間のみ飼養等の禁止の規制対象となる。譲渡し等の禁止（法第8条）の対象も同様に生きている個体であるため、生きていないもの及びその加工品の販売又は頒布そのものについては同条の規制対象外である。

- ・「販売又は頒布」について

「販売」とは、対価を得て他人にある財産権を移転することをいう。インターネットオークション、店頭販売等の販売手段に関わらず、金銭又は金銭的価値に換算できるような対価を得てアカミミガメ等を譲渡し又は引渡しする場合は販売に当たる。例えば、アカミミガメ等を販売する際の金額と同等の商品等と引き換えにアカミミガメ等を譲渡するといった金銭のやり取りがない場合や、アカミミガメ自体に価格をつけないもののアカミミガメ等を付属品として付けて別の商品等を販売し、客観的に見てアカミミガメ等自体の価値を買い手が重視していると判断される場合等は、販売に該当する。なお、有償の取引であっても、ペットホテルが有償でアカミミガメ等を預かる場合や、引取り飼養等を行う事業者が有償でアカミミガメ等を引き取る場合等は、対価を得て財産権を移転することに当たらず、販売には当たらない。

「頒布」とは、有償、無償を問わず、不特定多数又は特定多数の者に広く配ること

をいう。無償譲渡であっても広範囲の者に譲渡し等が行われることで、未分布地も含めてアカミミガメ等が拡散するリスクが高まることや、多数の者に譲り渡すことを目的とした飼養等は飼養個体数も多いことが想定され、仮に飼養個体が逃げ出してしまった時に発生する生態系等への被害が大きいことから、販売目的だけではなく頒布目的での飼養等も規制対象とするものである。「頒布」の範囲については、イも参照されたい。

- ・「当該特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める方法」について

アカミミガメ等が逃げないように飼養等をするための方法として、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令附則第2条第1項に基づき主務大臣が定めるアカミミガメ及びアメリカザリガニの業として行う飼養等の方法（令和5年環境省告示第36号。以下「業としての飼養等に係る飼養等基準を定める告示」という。）で定めている。内容については「4. 告示の改正及び制定」を参照されたい。

アカミミガメ等の飼養等を業として行う者については、一般家庭において飼養する者と比べても、事業として行う分、飼養個体数が多い場合が想定され、仮に飼養個体が逃げ出してしまった時に発生する生態系等への被害が大きいため、主務大臣が定める方法で飼養等をするを規定したものである。

②当該特定外来生物（アカミミガメ等）の飼養等を業として行う者以外の者が、販売又は頒布をする目的以外の目的で飼養等を行うこと（施行令附則第2条第2項）。

本規定は、一般家庭等において販売又は頒布を目的とせずにアカミミガメ等の飼養等を行う場合は、飼養等の禁止の適用除外となり、飼養等に係る手続きは不要となることを意味する。

一方で、個人による行為であっても、販売又は頒布を目的とした飼養等については、規制の適用除外の趣旨として記載した「子どもを含む市民が規制の内容を知らずに捕まえて家まで運搬し、飼養する」といった状況が当てはまらず、規制により放出等が誘発されるおそれは低い。また、飼養等を行う個体数が多いことや、不特定多数の者に対して広範に流通させることによりアカミミガメ等が未分布地も含め広く拡散するおそれがあり、逸出した際に生態系等に対する被害が生じる危険性が高いことから、適用除外の対象に含めず、通常の特定期外生物と同様に規制を行うこととした。

上記①及び②の飼養等の禁止の適用除外となる対象については、指定の際現に飼養等をしているかどうかに関わらないため、指定後に野外で捕獲して持ち帰ったり無償で譲り受けたりすることにより、販売又は頒布を目的とせずに新規に飼養等することも可能である。

ただし、上記①又は②に該当する場合であっても、「法第5条第1項の許可を受けた者が輸入又は購入をした当該生物の個体について飼養等をする場合」は飼養等の禁止の対象となる。この規定の趣旨としては、輸入や購入をして飼養等を行うことは、国内の個体数の増加や、広域的な流通、拡散により生態系等への被害を拡大するおそれのある行為であるため、通常の特定期外生物と同様に法第4条を適用することとしたものである。他方、法においては、輸入や譲渡し等のみを対象とした許可制度が存在せず、学術研究その他の目的で法第5条第1項に基づく飼養等の許可を受けることで輸入や譲渡し等が可能となる規定となっている（法第7条及び第8条）。このため、学術研究その他の目的で輸入や購入をしようとする者は上記①又は②に該当する場合であっても、輸入又は購入のために法第5条に基づく飼養等の許可を要する場面においては、飼養等の許可の対象となることが明確となるように「法第5条第1項の許可を受けた者が」と規定したものである。

イ. 譲渡し等の禁止（法第8条）について

アで述べたとおりアカミミガメ等は広く一般的に飼養等がされていると推計されているが、通常の特定期外生物と同様に法第8条において譲渡し等を原則禁止とする、様々な事情で飼養の継続が困難となった場合に、違法性を認識しつつも法第9条に違反して野外に個体を放出する事態が相当数発生することが予想され、かえって生

態系等に係る被害を生じさせるおそれがある。このことから、アカミミガメ等の個体について、販売若しくは購入又は頒布に当たらない譲渡し等をする場合には、当分の間、法第8条の規定は、適用しないこととした（施行令附則第2条第3項）。

本規定は、頒布に当たらない無償譲渡の場面における譲渡し等は手続き不要となることを意味する。例えば、飼養の継続が困難となった場合に友人、知人その他の適正に飼養等できる者に譲り渡すことが可能となる。

一方で、アカミミガメ等による生態系等への被害を防止するためには、新規の飼養が際限なく増えることは望ましくないことから、商業流通や不特定多数への拡散を規制するため、販売、購入又は頒布は適用除外の対象とせず、通常の特定外来生物と同様に原則として禁止することとした。

この「譲渡し等」は、法第8条に規定する「譲渡し等」をいい、譲渡し（販売・頒布を含む）若しくは譲受け（購入を含む）又は引渡し若しくは引取りをいう。販売だけでなく頒布も禁止の対象とする趣旨は、ア①の記載を参照されたい。「頒布」についてはア①の記載のとおり、不特定多数又は特定多数へ広く配ることをいうため、例えば飼養等をしているアメリカザリガニを不特定多数又は特定多数の者に釣らせて持ち帰らせる行為等も頒布に当たる。飼養等をしていない場合であっても、所有又は管理する敷地や施設等において生息するアメリカザリガニについて、敷地や施設等の所有者や管理者が所有の意思をもって他人に釣らせて持ち帰らせる場合は、所有権の移転として頒布に当たる場合があり得る。また、飼えなくなったアカミミガメ等の無償譲渡を行う場合について、少数を相手としたものであれば頒布には当たらないが、不特定多数又は特定多数に譲渡しをする場合は頒布に該当し、規則第2条第24号に該当する場合（2（1）ア参照）を除き、譲渡し等の禁止の対象となる。なお、アカミミガメの無償譲渡を行う場合の留意点については3（4）アを参照されたい。

（4）経過措置

アカミミガメ等に係る飼養等の許可の申請は、改正政令の施行日前から行えることとした。また、環境大臣は、当該申請があった場合には、施行日前においても許可をすることができることとし、当該許可は、施行日にその効力を生ずることとした。なお、飼養等の許可の対象となる場合で、令和5年6月1日の時点でアカミミガメ等を飼養等している場合は、令和5年11月30日までは許可申請の猶予期間がある。詳細は3（1）ウを参照されたい。

2. 改正省令の内容

（1）飼養等の禁止及び譲渡し等の禁止の適用除外の対象の追加について

規則第2条では、法第4条第2号に基づき、飼養等の禁止の適用が除外される「やむを得ない事由」について定めているところ、次のア及びイの事項を「やむを得ない事由」としてそれぞれ追加することとした。また、規則第11条では、法第8条に基づき、譲渡し等の禁止の適用が除外される場合について定めているところ、アに該当して飼養等する者からの譲受け及び引受けを譲渡し等の禁止の適用が除外される場合として追加することとした。

ア. 条件付特定外来生物の新しい飼い主を探すための飼養等及び頒布（規則第2条第24号及び第11条第6号）

条件付特定外来生物を販売又は頒布する目的で飼養等をする場合は法第4条の飼養等の禁止の対象となるが、病気その他のやむを得ない事由により飼育の継続が困難となった条件付特定外来生物の個体を、確実に適正に飼育することができる者に頒布（販売に該当する頒布を除く。）しようとする者が、当該個体を特定飼養等施設内において飼養等することについては、あらかじめ届出を行った場合に限り、規制の適用除外とした。届け出る内容は、住所、氏名、連絡先、飼養等をする当該個体の種類及び数量並びに頒布の相手方の選定方法とした。

飼っている個体については終生飼養することが原則であるが、病気その他のやむを得ない理由により飼えなくなった個体の野外への放出を防止するためにこうした取組は有効と考えられるため、届出のみで行うことができることとするものである。

「病気その他のやむを得ない事由により飼育の継続が困難となった」については、飼い主の病気、死亡、生活環境の著しい変化等をきっかけとして飼育の継続が困難となった場合を想定する。「頒布（販売に該当する頒布を除く。）しようとする者」は、不特定多数又は特定多数へ無償譲渡を行おうとする者のことをいい、やむを得ない事由により飼育の継続が困難となった者から条件付特定外来生物を引き取って新たな飼い主に頒布しようとする者を含む。「特定飼養等施設」は、規則第5条で定める基準に適合する飼養等施設のことをいい、具体的には、「4. 告示の改正及び制定」で記載する、環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件の一部を改正する件（令和5年環境省告示第35号）による改正後の環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成17年5月環境省告示第42号。以下「飼養等の許可に係る飼養等基準を定める告示」という。）第2条第8号イ又は同条第25号イに規定する特定飼養等施設の基準の細目を満たすものをいう。

「確実かつ適正に飼育することができる者」については、当該生物が条件付特定外来生物であり放出等が禁止されていることを理解し、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。）第7条の動物の所有者又は占有者の責務等も踏まえ、最後まで逃がさずに適正に飼育することができる者をいう。したがって、規則第2条第24号に該当して条件付特定外来生物を新たな飼い主に譲り渡す場合には、譲渡しの相手方が「確実かつ適正に飼育することができる者」かどうかについて、事前に相手方の飼養等の環境等を確認する、相手方に適正に飼育する旨の誓約書を書かせる等の方法により、確認を行ったうえで相手方を選定する必要がある。

また、頒布は、規則第11条各号に該当する場合に行うことができるが、改正前の規則第11条では、譲渡しの相手方は、法第4条各号に該当する者（法第5条第1項に基づく飼養等の許可を受けた者、法第3章の規定に基づく防除の範囲内で飼養等をする者又は規則第2条各号に該当する者）に限られていた。このため、今回新設した規則第2条第24号に該当して飼養等をする者が、愛玩又は観賞する目的等で飼養等をする者に対しても頒布を行えるよう、規則第11条第6号を新設した。なお、当該頒布の相手方として譲り受ける行為は、購入に当たらないため、1（3）イに記載したとおり、施行令附則第2条第3項の規定により法第8条の譲渡し等の禁止の適用除外となる。

イ、飼養する生物の餌としてのアメリカザリガニの購入及び保管（規則第2条第25号）

改正政令の施行により、アメリカザリガニを購入すること及び購入した個体を飼養等することは法第8条の譲渡し等の禁止及び第4条の飼養等の禁止の対象となるが、飼養している生物の餌として処分する目的で、販売者等により特定飼養等施設内において保管されていたアメリカザリガニの個体を購入し又は無償で譲り受け、譲り受けたアメリカザリガニを特定飼養等施設内において保管することについては、あらかじめ、その年に譲り受けようとする個体について届出を行った場合に限り、規制の対象外とした。届け出る内容は、住所、氏名、連絡先、飼養している生物の種類及び数量、譲り受ける総数量並びに譲受けの相手方の氏名又は名称とした。

大型魚類や爬虫類等を飼養する者が、自己の飼っている生物の餌とするために生きたアメリカザリガニを購入し、保管する行為については、放出リスクが乏しく野外個体の捕獲に繋がり得る行為であることに照らし、届出のみで行うことができることとするものである。

「特定飼養等施設」は、規則第5条で定める基準に適合する飼養等施設のことをいい、

具体的には、「4. 告示の改正及び制定」で記載する、飼養等の許可に係る飼養等基準を定める告示第2条第25号イに規定する特定飼養等施設の基準の細目を満たすものをいう。

購入者が行う届出については「あらかじめ、その年に譲り受けようとする個体について」とあることから、年ごとに、その年（令和5年については6月1日以降）に初めて購入を行う時点までに行う必要がある。本規定に基づくアメリカザリガニの購入については、規則第11条第2号又は第3号に該当する場合に限り可能であることから、購入者は、法第5条第1項に基づく飼養等の許可を受けた者又は法第3章の規定に基づく防除の範囲内で飼養等及び譲渡し等をする者（譲渡し等を行うことを含めて防除の公示又は確認・認定の手続きを行った者に限る。）から購入する必要がある。当該購入者に対して販売する側においても、規則第11条第2号又は第3号への該当の確認のため、当該購入者が規則第2条第25号に該当することを確認のうえ販売する必要がある。したがって、当該購入者は、アメリカザリガニを購入する際には届出書の写し等を販売者へ見せることが出来るようにしておくことが求められる。

なお、本規定は「飼養する生物の餌として」アメリカザリガニを購入し保管するための規定であるため、変色個体など、客観的にみて餌用とは認められない個体を本規定及び規則第11条第2号又は第3号に基づき売買することはできない。

(2) 飼養等の目的の追加について（規則第3条第5号及び第6号）

条件付特定外来生物を含む特定外来生物の輸入は、法第7条の規定により、法第5条第1項に基づく飼養等の許可を受けた者がその許可に係る個体の輸入をする場合に限り可能である。アカミミガメ等についてはペットとしての飼養等は可能であることに照らし、転勤や留学等により海外へ持ち出したペットの持ち帰りや、海外で指定前から飼っていたペットの国内への持ち帰りについて、飼養等の許可を取得して輸入ができるよう、法第5条第1項に基づく飼養等の許可の目的として、次のア及びイに係る規定を新設した。

ア. 国内において愛玩又は観賞の目的で特定外来生物の指定後に飼養等を開始した当該特定外来生物（条件付特定外来生物に限る）を、海外に持ち出し、その後輸入して愛玩又は観賞する目的（規則第3条第5号）

「特定外来生物の指定後」については、指定に係る政令の施行の日（アカミミガメ等については令和5年6月1日）より後を指す。

イ. 特定外来生物の指定の際現に海外において愛玩又は観賞の目的で飼養等をしている当該特定外来生物（条件付特定外来生物に限る）を輸入して愛玩又は観賞する目的（規則第2条第6号）

「指定の際」とは、指定に係る政令の施行の日（アカミミガメ等については令和5年6月1日）を指す。

なお、特定外来生物の指定の際現に国内において愛玩又は観賞の目的で飼養等をしている当該特定外来生物（条件付特定外来生物を含む）を、海外に持ち出し、その後輸入して愛玩又は観賞する目的の場合は、規則第3条第4号に該当するものとして飼養等の許可を取得することが可能である。

(3) 種類名証明書の添付が必要な生物の追加（規則別表第3及び別表第4関係）

法第25条に基づき、特定外来生物又は未判定外来生物に該当しないことの確認が容

易にできない生物（生きているものに限る。）を輸入する際には種類名証明書の添付が必要である。今般、特定外来生物にアカミミガメを追加することに伴い、種類名証明書の添付が必要な生物として以下を追加することとした。

ア．アカミミガメ属全種

イ．アカミミガメがクーターガメ属に属する種と交雑することにより生じた生物

ウ．アカミミガメがニシキガメ属に属する種と交雑することにより生じた生物

3. アカミミガメ等に係る規制対象行為及び防除について

(1) 飼養等について

ア．販売又は頒布を目的とした飼養等について

アカミミガメ等の販売又は頒布を目的とした飼養等は、規則第2条第24号に該当する場合（2（1）アを参照）を除き、法第5条第1項に基づく飼養等の許可を取得した者のみが行うことができる。販売又は頒布を目的としたものであることから、法第5条第1項に基づく許可は、生業の維持（規則第3条第3号）を目的とした飼養等が対象となる。

この「生業の維持」は、生活を営むための特定の業活動を継続させることをいい、当該業活動により生計を立てていることを前提とする。「特定の業活動」として認められる業活動の範囲については、業活動の内容に同一性があるかどうかを個別具体的に判断する。「継続させること」とは、特定外来生物の指定の際（アカミミガメ等については令和5年6月1日）現に営んでいた特定の業活動を引き続き実施することである。従って、特定外来生物の指定後に新たにアカミミガメ等の販売又は頒布を開始するものや、特定外来生物の指定の際に営んでいた業活動と目的や形態が大きく異なるもの等については、許可の対象とはならない。

また、生業の維持の場合に許可の対象となる飼養等の数量については、輸入又は繁殖して飼養等をする場合は、我が国に存在することとなる特定外来生物の総量を増加させることで、生物多様性等への被害を生じさせるおそれを高めることになることから、令和5年6月1日までの輸入数あるいは繁殖数の実績を基準とし、実績を上回る数量を輸入又は繁殖することは原則として認められない。上記以外の数量（国内で捕獲又は購入する場合の飼養等の数量）については、申請している特定飼養等施設の規模と照合して妥当な数量とする。

なお、規則第2条第24号に該当（2（1）アを参照）してアカミミガメを飼養する場合で、一度に50頭以上飼養する場合は動物愛護管理法第24条の2の2に基づき第二種動物取扱業の都道府県知事への届出も必要となる。

イ．販売又は頒布を目的としない飼養等であって、輸入又は購入をして飼養等する場合について

アカミミガメ等の販売又は頒布を目的としない飼養等については、1（3）アで記載したとおり、原則として法第4条の飼養等の禁止の適用除外となるが、法第5条第1項に基づく飼養等の許可を受けた者が輸入又は購入をした当該生物の個体について飼養等をする場合は、法第4条が適用される。

このうち、飼養する生物の餌としてアメリカザリガニを購入して保管する場合については2（1）イを、アカミミガメ等を輸入して愛玩又は観賞目的で飼養等をする場合については2（2）を参照されたい。また、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に規定する飲食店営業について食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可を受けた者が、食用に供するために購入し、特定飼養等施設内において保管をする場合については規則第2条第21号に基づき法第4条の適用除外となる。それ以外の場合の法第5条第1項に基づく許可は、学術研究（法第5条第1項）、展示（規則第3条第1号）、教育（同条第2号）及び生業の維持（同条第3号）の目的で行う飼養等が対象となる。

この「学術研究」とは、学術の振興及び研究開発のことであり、具体的には生態系への影響調査研究その他学問的視点に立った研究調査等をいう。したがって、大学、

国公立研究機関、企業の研究試験部門等が実施する学術研究が対象となる。

「展示」については、博物館、動物園（移動動物園を含む）、水族館、植物園等、一般に生物を展示することを主たる目的とする施設又は公共施設における展示を指す。公共性を有するものを対象とし、ペットショップやイベント等での客寄せのために飼養等するような場合は、「展示」には該当しない。

「教育」については、原則として学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく学校等の公益性の高い教育機関が行う教育活動を対象とする。

ウ. 飼養等の許可申請の猶予期間について

令和 5 年 6 月 1 日の時点でアカミミガメ等を飼養等している場合で、飼養等の許可の対象となる場合は、規則第 2 条第 22 号に該当して令和 5 年 11 月 30 日までは許可申請の猶予期間となり、許可なしで飼養等続けることができる。ただし、販売若しくは購入又は頒布については限られた場合にしか行うことはできないため、(3)を参照されたい。

(2) 輸入について

アカミミガメ等の輸入については、通常の特定期外生物と同様の規制がかかり、法第 7 条の規定により、法第 5 条第 1 項に基づく飼養等の許可を取得した者のみが、当該許可の範囲で輸入を行うことができる。輸入して愛玩又は観賞する場合については 2 (2) を、生業の維持の目的で輸入して飼養等をする場合については (1) アを、学術研究、展示又は教育の目的で輸入して飼養等をする場合については (1) イを参照されたい。

なお、輸入に際しては、指定された空港（成田国際・中部国際・関西国際・福岡）の税関で、飼養等の許可証と、外国の政府機関などが発行した当該生物の種類が記載されている証明書を提出する必要がある。

(3) 譲渡し等について

アカミミガメ等の販売若しくは購入又は頒布に当たる譲渡し等については、法第 8 条の規定により、規則第 11 条各号に該当する場合のみ行うことができる。具体的には以下の①から④までに該当する場合に行うことができる。

- ①法第 5 条第 1 項に基づく飼養等の許可を受けた者の間においてその飼養等に係るアカミミガメ等の譲渡し等をする場合（規則第 11 条第 1 号に該当）
- ②法第 5 条第 1 項に基づく飼養等の許可を受けた者と、法第 3 章の規定に基づく防除の範囲内で飼養等をする者（譲渡し等を行うことを含めて防除の公示又は確認・認定の手続きを行った者に限る。）又は規則第 2 条各号に該当する者の間において、その飼養等に係るアカミミガメ等の譲渡し等をする場合（規則第 11 条第 2 号に該当）
- ③法第 3 章の規定に基づく防除の範囲内で飼養等をする者（譲渡し等を行うことを含めて防除の公示又は確認・認定の手続きを行った者に限る。）又は規則第 2 条各号に該当する者の間において、その飼養等に係るアカミミガメ等の譲渡し等をする場合（規則第 11 条第 3 号に該当）

①から③までに基づきアカミミガメ等の販売及び購入を行うことができる者は下記のとおりであり、販売する側は相手が購入が可能な者に該当することを、購入する側は相手が販売が可能な者に該当することを確認して、販売及び購入を行う必要がある。

販売が可能	購入が可能
<ul style="list-style-type: none">・ 生業の維持の目的等で飼養等の許可を得た者・ 令和 5 年 6 月 1 日の時点でアカミミガメ等を生業の維持の目的で飼養等している者（令和 5 年 11 月 30 日までに限る。規則第 2 条第 22 号に該当。）	<ul style="list-style-type: none">・ 学術研究、展示、教育、生業の維持の目的で購入するために飼養等の許可を得た者・ 令和 5 年 6 月 1 日の時点で学術研究、展示、教育、生業の維持の目的でアカミミガメ等を飼養等している者（令和 5 年

<p>・法第3章の規定に基づき防除を行う防除の事業者（販売を行うことを含めて防除の公示又は確認・認定の手続きをとった者に限る。（5）参照。）</p>	<p>11月30日までに限る。規則第2条第22号に該当。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法施行令第35条第1号に規定する飲食店営業について食品衛生法第55条第1項の許可を受けた者（規則第2条第21号に該当） ・飼養する生物の餌としてアメリカザリガニを購入して保管することを届け出た者（規則第2条第25号に該当）
--	---

④規則第2条第24号に該当して飼養等をする者が、施行令附則第2条第1項又は第2項の規定に基づき法第4条の規定が適用されない者に対してアカミミガメ等の頒布をする場合（規則第11条第6号に該当）

本規定は、アカミミガメ等の新しい飼い主を探して頒布を行おうとすることを届け出た者（2（1）ア参照）が、愛玩又は観賞目的等で飼養等をする者に対してアカミミガメ等の頒布を行う場合を指す。

なお、規則第11条第4号及び第5号は、通常の特定外来生物に係る飼養等の禁止に対する違反者が、許可者又は不要許可者に対し譲渡し・引渡しを行うための規定であることから、飼養等の禁止の一部が適用除外となるアカミミガメ等への適用は想定していない。

（4）放出について

アカミミガメ等の放出については、通常の特定外来生物と同様の規制がかかり、法第9条の規定により、放出が可能となるのは、防除の推進に資する学術研究の目的で法第9条の2第1項に基づく許可を取得した場合又は法第3章の規定による防除に係る放出をする場合のみである。

「放出」とは、アカミミガメ等を自由にさせることをいう。野外に放つことは当然放出に当たるが、アカミミガメ等に行動の自由があり、容易に野外へ逃げ出すことができる状況においた場合についても、放出に当たる。また、アメリカザリガニを釣り餌として生きられる状態で海や川などに入れることについても、放出に当たり得る。海で釣りの生き餌として使用される場合であっても、アメリカザリガニが海中であれば確実に致死するといえる根拠に乏しいことから、海で使用することのみをもって放出に該当しないとは言えない。

また、卵についても放出の禁止の対象となるため、飼養している個体が意図せず産卵した場合等であっても、飼養している施設の外に卵を遺棄することは出来ない。このため、アカミミガメ等を飼養する者に対して、飼養可能な数を超えて繁殖させないように飼養するよう促す必要がある。

なお、通常の特定外来生物と同様に、もともと野外に存在するアカミミガメ等を一時的に手に取り元の場所に戻すような行為、いわゆるキャッチアンドリリースについては、放出には該当しない。ただし、捕獲した場所と同一性・一体性のない場所に放つ行為、飼養、保管又は譲渡し等を行った後に放つ行為については、キャッチアンドリリースには含まれず、放出に該当する。

ア. アカミミガメの飼養等の継続が困難となった場合の対応について

上記のとおり、アカミミガメの野外への放出は原則禁止となる。動物の所有者又は占有者は、動物愛護管理法第7条第1項において、その動物を適正に飼養又は保管するよう努めることが規定されており、更に同条第4項において、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めることが規定されている。このとおり、アカミミガメを飼養する者は最後まで責任をもって適正に飼養することが引き続き求められる。

もし終生飼養ができない場合には、適正に飼養できる者に販売及び頒布に当たらない形で譲り渡すものとする。この際、譲り渡す相手に、アカミミガメが条件付特定外来生物に指定されており放出が禁止されていることを伝えた上で、譲り渡す相手がアカミミガメを適正に飼養できる者かどうかを確認の上、譲り渡す必要がある。周囲に飼養可能な者がいない場合でも、インターネット等を活用して、地域で引取り飼養を行う事業者を探したり、飼養可能な者を募集したりするなど、譲渡先を探す努力を最大限行うものとする。ただし、インターネットにおいては生体の取引が禁止されているサイトもあるため、留意する必要がある。なお、新たな飼い主を探して頒布を行う行為については、2(1)アで記載したとおり規則第2条第24号に基づき届出を行うことにより外来生物法の規制の適用除外とすることとしており、届出者が引取り飼養を行って新たな飼い主を探す事業者であった場合は、当該事業者（掲載許可を得られた事業者に限る）の一覧を周知のために環境省ホームページに掲載する予定としている。

飼い主の死亡、病気、生活環境の著しい変化等のやむを得ない事情により終生飼養ができない場合であり、かつ、譲渡先が見つからない場合には、飼うことができなくなった特定外来生物の個体の野外への放出を防ぐため、飼い主の責任として適切に処分できる者に依頼するといった対応により、アカミミガメを殺処分することもやむを得ない。

やむを得ず殺処分しなければならない場合には、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年7月総理府告示第40号）に準じ、できる限り苦痛を与えない方法を用いて意識の喪失状態にし、心機能または肺機能を非可逆的に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法によるものとする。殺処分方法については環境省ホームページ（下記URL「2023年6月1日よりアカミミガメ・アメリカザリガニの規制が始まります！」のページのうち、「飼育の継続が困難な場合について」内に記載。ページタイトル等は本通知の発出時点のもの。）等も参照されたい。

<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/regulation/jokentsuki.html>

（5）アカミミガメ等の防除事業について

アカミミガメ等の防除事業については、生きた個体の飼養等（特に運搬や保管）を行う場合であっても、業としての飼養等に係る飼養等基準を定める告示の内容を遵守して逃がさないように飼養等を行えば、法の規定に違反することにはならない。ただし、継続的に防除を行う場合は、公示により防除について関係者と広く情報共有を図る観点、防除の実施状況について国が把握して総合的な施策の策定に活かす観点、目標や区域・期限を定め計画的な防除を実施する観点等から、法第3章に基づく防除の手続きをとることが望ましい。防除事業の一環として、防除した個体を生きたまま販売又は頒布する行為は、販売又は頒布することを含めて法第3章に基づく防除の公示又は確認・認定の手続きを行うことで可能となる。ただし、販売又は頒布の相手は限られるため、（3）を参照されたい。なお、同じ野外で捕獲した個体を生きたまま販売又は頒布する行為であっても、防除が主たる目的ではなく、生業を維持することが主たる目的である場合は、法第3章に基づく防除の手続きではなく、法第5条第1項に基づく飼養等の許可を得て行うことが適当である。

4. 告示の改正及び制定

（1）飼養等の許可に係る飼養等基準を定める告示の改正について

法第5条第1項に基づく飼養等の許可の要件として、特定飼養等施設を有すること等の基準が設けられており（法第5条第3項から第5項まで）、その詳細については、規則第5条第2項、第7条及び第8条の規定に基づき主務大臣が定める告示において当該基準に係る細目等を定めている。今般、アカミミガメ等が条件付特定外来生物に指定されるこ

と等に伴い、アカミミガメ等に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定めるため、飼養等の許可に係る飼養等基準を定める告示について、次のアからウまでに係る改正を行った（環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件の一部を改正する件（令和5年環境省告示第35号））。

ア. アカミミガメ等について、既に特定外来生物に指定されている同様の生態的特性を有する生物の事例を参考にしつつ、飼養等の実態や規制の適用除外となる事項等を踏まえ、特定飼養等施設の基準の細目等を別紙1のとおり定めた。（第2条第8号及び第25号）

イ. 既に指定されている特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目について、必要な要件の追加等を行った。

①「擁壁式施設等」の要件の追加

特定外来生物が穴を掘って脱出することを防ぐため、「地面に擁壁、柵等を設置する場合にあっては、十分な深さの地下に固定する等、特定外来生物が穴を掘って脱出することを防止する措置が講じられていること。」を要件として追加した（第1条第2号ホ）。

本要件を適用するのは、特定飼養等施設の基準の細目として擁壁式施設等が認められている特定外来生物のうち、次に掲げるものとした。

- ・ハリネズミ属全種
- ・アメリカミンク
- ・カミツキガメ
- ・ハナガメ並びにハナガメがニホンイシガメと交雑することにより生じた生物、ハナガメがミナミイシガメと交雑することにより生じた生物及びハナガメがクサガメと交雑することにより生じた生物（それぞれの生物の子孫を含む。）
- ・プレーズヒキガエル、キンイロヒキガエル、オオヒキガエル、ヘリグロヒキガエル、アカボシヒキガエル、オークヒキガエル、テキサスヒキガエル、コノハヒキガエル、キューバズツキガエル、コキーコヤスガエル、ジョンストンコヤスガエル、オンシツガエル、アジアジムグリガエル及びシロアゴガエル
- ・ウシガエル
- ・モクズガニ属に属する種のうちモクズガニ及びオガサワラモクズガニ以外のもの

②「移動用施設」の要件の見直し

「空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が特定外来生物が逸出できない大きさ及び構造であること」の「大きさ及び構造」を「大きさ又は構造」に改正した（第1条第3号ニ）。

③「人工池沼型施設等」の要件の見直し

洪水時だけでなく豪雨等が発生した場合にも特定外来生物が容易に外部の水系へ流出することを防止するため、「洪水時においても、当該施設内の特定外来生物が容易に外部の水系に流出するおそれのないこと。」の「洪水時」を「豪雨、洪水等が発生した場合」に改正した（第1条第5号ハ）。

④「人工池沼型施設等」の要件の追加

特定外来生物が自力で施設から脱出することを防止するため、次に掲げる要件を追加した（第1条第5号ホからトまで）。

- ・特定外来生物の逸出を防止するため、その壁面が平滑である又は十分な傾斜等を有すること、かつ、水面から十分な高さを有すること。ただし、周囲に平滑である又は十分な高さを有する柵を設置する等、十分な逸出防止措置が講じられている場合は、この限りでない。
- ・施設の周囲に柵等を設置する場合にあっては、十分な深さの地下に固定する等、特定外来生物が穴を掘って脱出することを防止する措置が講じられていること、かつ、柵の格子の間隔又は金網の目の大きさが、特定外来生物が通り抜けることができないものであること。

- ・施設の内部及びその周辺に、特定外来生物の逸出を容易にする樹木、構造物等がないこと。

本要件を適用するのは、特定飼養等施設の基準の細目として人工池沼施設等が認められている特定外来生物のうち、ウチダザリガニのみとした。

⑤「網いけす型施設」の要件の見直し（第1条第6号ニ）

洪水時だけでなく豪雨等が発生した場合にも特定外来生物が容易に外部の水系へ流出することを防止するため、「洪水時においても、当該施設内の特定外来生物が容易に外部の水系に流出するおそれのないこと。」の「洪水時」を「豪雨、洪水等が発生した場合」に改正した。また、当該施設が設置された水系への特定外来生物の流出についても防止するため、「外部の水系に」を「施設の外部に」に改正した。

ウ．特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等の並び順について、施行令別表第一の規定の順番にあわせて入替えを行った。

（2）業としての飼養等に係る飼養等基準を定める告示の制定について

施行令において、アカミミガメ等の飼養等を業として行う者が、当該特定外来生物の販売又は頒布をする目的以外の目的で、当該特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める方法により行う飼養等については、飼養等の禁止の適用除外とすることとする規定が設けられた（施行令附則第2条第1項）。これに伴い、アカミミガメ等の飼養等について、施行令附則第2条第1項で規定する「主務大臣が定める方法」について、下記のとおりとする旨の告示を定めた（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令附則第2条第1項に基づき主務大臣が定めるアカミミガメ及びアメリカザリガニの業として行う飼養等の方法（令和5年環境省告示第36号））。

ア．飼養等の許可に係る飼養等基準を定める告示に規定するアカミミガメ及びアメリカザリガニに係る特定飼養等施設の基準の細目を満たす飼養等施設で飼養等を行うこと。

本内容については、別紙1の「イ 特定飼養等施設の基準の細目」を参照されたい。

イ．飼養等の状況の確認及び特定飼養等施設の点検を定期的に行うこと。

ウ．特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、一時的に、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れる、人が特定外来生物を直接保持する等の適切な逸出防止措置を講じて飼養等をする場合は、この限りでない。

アカミミガメ及びアメリカザリガニに係る特定飼養等施設の基準の細目等について

「※」の部分は、告示の内容に対する補足説明として記載したもの

① *Trachemys scripta* (アカミミガメ)

イ 特定飼養等施設の基準の細目
次のいずれかであること。

- (1) おり型又は網室型の施設であって、次に掲げる要件を満たすもの
 - (i) 当該施設において飼養等する特定外来生物の個体(以下イにおいて「当該個体」という。)の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
 - (ii) おり型の施設にあつてはおりの格子の間隔が、網室型の施設にあつては網の目の大きさが、特定個体が通り抜けることのできないものであること。
 - (iii) 給排水設備を通じて当該個体が外部に逸出しないよう当該設備に逸出防止措置が講じられていること。
 - (iv) 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。
- (2) 擁壁式、空堀式又は柵式の施設であって、次に掲げる要件を満たすもの
 - (i) 当該個体の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
 - (ii) 擁壁式又は空堀式の施設にあつては、当該個体の逸出を防止するため、その壁面が平滑であり、又は十分な傾斜等を有し、かつ、十分な高さを有すること。
 - (iii) 柵式の施設にあつては、当該個体の逸出を防止するための返し等の設備を有し、又は当該個体が登ることができないよう平滑であるか十分な傾斜等を有し、かつ、十分な高さを有すること。
 - (iv) 柵式の施設にあつては、柵の格子の間隔又は金網の目の大きさが、当該個体が通り抜けることができないものであること。
 - (v) 地面に擁壁や柵を設置する場合にあつては、十分な深さの地下に固定する等、当該個体が穴を掘って脱出することを防止する措置が講じられていること。
 - (vi) 擁壁、空堀又は柵の内部及びその周辺には、当該個体の逸出を容易にする樹木、構造物等がないこと。
 - (vii) 給排水設備を通じて当該個体が外部に逸出しないよう当該設備に逸出防止措置が講じられていること。
 - (viii) 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。
- (3) 当該個体の運搬の用に供することができる施設であって、次に掲げる要件を満たすこと。

すもの

- (i) 当該個体の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
- (ii) 当該個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。
- (iii) 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が当該個体が逸出できない大きさ又は構造であること。

(4) 水槽又はこれに類する施設であって、次に掲げる要件を満たすもの

- (i) 当該個体の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
- (ii) 当該個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。ただし、当該個体が登ることができないよう水槽の壁面が平滑である若しくは十分な傾斜等を有しており、かつ、十分な高さを有する場合であって、管理者がその場にいる場合、又は屋外から隔離できる室内に常置する場合においては、この限りでない。
- (iii) 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が当該個体が逸出できない大きさ又は構造であること。
- (iv) 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

(5) 人工的に設けられた池、沼その他の施設であって、次に掲げる要件を満たすもの

- (i) 外部の水系から完全に隔離された構造であること。ただし、外部の水系と繋がる給排水設備に十分な逸出防止措置が講じられている場合は、この限りでない。
- (ii) 豪雨、洪水等が発生した場合においても、当該施設内の当該個体が容易に外部の水系に流出するおそれのないこと。
- (iii) 当該個体の体力及び習性に応じた堅牢な構造であること。
- (iv) 当該個体の逸出を防止するため、その壁面は平滑である又は十分な傾斜等を有し、かつ、水面から十分な高さを有すること。ただし、周囲に平滑である又は十分な傾斜等を有し、かつ、十分な高さを有する柵を設置する等、十分な逸出防止措置が講じられている場合は、この限りでない。
- (v) 施設の周囲に柵等を設置する場合にあつては、十分な深さの地下に固定する等、当該個体が穴を掘って脱出することを防止する措置が講じられていること、かつ、柵の格子の間隔又は金網の目の大きさが、当該個体が通り抜けることができないものであること。
- (vi) 施設の内部及びその周辺には、当該個体の逸出を容易にする樹木、構造物等がないこと。
- (vii) 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

ロ 飼養等の許可の有効期間

学術研究、展示、教育又は生業の維持を目的とした飼養等をするものについては五年間とし、輸入して愛玩又は観賞の目的で飼養等をするものについては、許可に係る飼養個体の全てについて譲渡し、死亡その他の事由により飼養等をする必要がなくなった日までとする。

※輸入して愛玩又は観賞する目的で飼養等をするものについては、具体的には規則第3条第4号から第6号までに該当する目的でアカミミガメを輸入して飼養等をするものをいう。当該目的での輸入については、許可に係る個体を海外から国内へ持ち込んだ時点で完了することが確実であり、一定期間ごとに許可の内容を見直す必要性がないことから、有効期間は飼養等をする必要がなくなった日までとした。

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間

学術研究、展示又は教育を目的とした飼養等をするものであって、輸入又は購入により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。生業の維持を目的とした飼養等をするものであって、輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。ただし、生業の維持を目的とした飼養等をするものであって、次に掲げる事項を条件として付する場合は、この限りでない。

- (1) 飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記載した台帳を備え付け、五年間保管するとともに、環境省職員の求めがあったときはこれを閲覧させること。
 - (i) 個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事由並びに終了年月日及び終了の事由
 - (ii) 飼養等をした個体の識別措置の内容(現に実施している識別措置の内容が、飼養等の開始前に付されていた識別措置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開始後の内容の対照関係について明らかであること。)
 - (iii) 個体の譲渡し等を行った場合は、個体ごとに記載した譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号
- (2) 飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出すること。

- (i) 特定外来生物の種類
- (ii) 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量
- (iii) 数量の増減に係る個体についての条件である(1)(i)から(iii)までに掲げる事項

※アカミミガメの学術研究、展示又は教育を目的とした飼養等については、輸入又は購入を行わない場合であって主務大臣が定める飼養等の方法を遵守して飼養等する場合は法第4条の飼養等の禁止の適用除外であるところ、数量の把握に当たって

は輸入又は購入による数量の増加を把握するのみで十分であることから、輸入又は購入により数量が増加した場合にのみ届出を求めるものとした。一方、生業の維持を目的とした飼養等については、通常の特特定外来生物と同様の規制がかかることから、数量の増減の届出の対象についても通常の特特定外来生物と同様とした。なお、輸入して愛玩又は観賞する目的での飼養等については、許可の時点で既に飼養等している個体を海外から国内へ持ち込むだけのものであり、許可に係る個体の数量の増減は想定されないため、届出は求めないものとしている。

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法

生業の維持の目的で飼養等をする者にとっては、個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

※生業の維持を目的とした飼養等については、通常の特特定外来生物と同様の規制がかかることから、識別措置の内容の届出についても通常の特特定外来生物と同様とした。なお、生業の維持の目的以外の目的で行うアカミミガメの飼養等については、輸入又は購入する個体以外は法第4条の飼養等の禁止の適用除外であるところ、輸入又は購入した個体のみを識別する必要性が低いことから、届出は求めないものとしている。

ホ 特定外来生物の取扱方法

特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れる、人が特定外来生物を直接保持する等の適切な逸出防止措置を講じて飼養等をする場合は、この限りでない。

② *Procambarus clarkii* (アメリカザリガニ)

イ 特定飼養等施設の基準の細目

次のいずれかであること。

(1) 擁壁式、空堀式又は柵式の施設であって、次に掲げる要件を満たすもの

(i) 当該施設において飼養等する特定外来生物の個体(以下イにおいて「当該個体」という。)の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。

(ii) 擁壁式又は空堀式の施設にあつては、当該個体の逸出を防止するため、その壁面が平滑である又は十分な傾斜等を有し、かつ、十分な高さを有すること。

(iii) 柵式の施設にあつては、当該個体の逸出を防止するための返し等の設備を有し、又は当該個体が登ることができないよう平滑である又は十分な傾斜等を有し、かつ、十分な高さを有すること。

(iv) 柵式の施設にあつては、柵の格子の間隔又は金網の目の大きさが、当該個体が

通り抜けることができないものであること。

- (v) 地面に擁壁や柵を設置する場合にあっては、十分な深さの地下に固定する等、当該個体が穴を掘って脱出することを防止する措置が講じられていること。
 - (vi) 擁壁、空堀又は柵の内部及びその周辺には、当該個体の逸出を容易にする樹木、構造物等がないこと。
 - (vii) 給排水設備を通じて当該個体が外部に逸出しないよう当該設備に逸出防止措置が講じられていること。
 - (viii) 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。
- (2) 当該個体の運搬の用に供することができる施設であって、次に掲げる要件を満たすもの
- (i) 当該個体の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
 - (ii) 当該個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。
 - (iii) 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が当該個体が逸出できない大きさ又は構造であること。
- (3) 水槽又はこれに類する施設であって、次に掲げる要件を満たすもの
- (i) 当該個体の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
 - (ii) 当該個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。ただし、当該個体が登ることができないよう水槽の壁面が平滑である又は十分な傾斜等を有し、かつ、十分な高さを有する場合であって、管理者がその場にいる場合は、この限りでない。
 - (iii) 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が当該個体が逸出できない大きさ又は構造であること。
 - (iv) 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。
- (4) 人工的に設けられた池、沼その他の施設であって、次に掲げる要件を満たすもの
- (i) 外部の水系から完全に隔離された構造であること。ただし、外部の水系と繋がる給排水設備に十分な逸出防止措置が講じられている場合は、この限りでない。
 - (ii) 豪雨、洪水等が発生した場合においても、当該施設内の当該個体が容易に外部の水系に流出するおそれのないこと。
 - (iii) 当該個体の体力及び習性に応じた堅牢な構造であること。
 - (iv) 当該個体の逸出を防止するため、その壁面が平滑である又は十分な傾斜等を有し、かつ、水面から十分な高さを有すること。ただし、周囲に平滑である又は十分な傾斜等を有し、かつ、十分な高さを有する柵を設置する等、十分な逸出防止措置が講じられている場合は、この限りでない。

- (v) 施設の周囲に柵等を設置する場合にあっては、十分な深さの地下に固定する等、当該個体が穴を掘って脱出することを防止する措置が講じられていること、かつ、柵の格子の間隔又は金網の目の大きさが、当該個体が通り抜けることができないものであること。
- (vi) 施設の内部及びその周辺に、当該個体の逸出を容易にする樹木、構造物等がないこと。
- (vii) 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

ロ 飼養等の許可の有効期間

三年間

※輸入して愛玩又は観賞する目的で飼養等をするものについては、具体的には規則第3条第4号から第6号までに該当する目的でアメリカザリガニを輸入して飼養等をするものをいう。当該目的での輸入については、許可に係る個体を海外から国内へ持ち込んだ時点で完了することが確実であり、一定期間ごとに許可の内容を見直す必要性がないことから、有効期間は飼養等をする必要がなくなった日までとした。

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間

学術研究、展示又は教育を目的とした飼養等をするものであって、輸入又は購入により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。生業の維持を目的とした飼養等をするものであって、輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。ただし、生業の維持を目的とした飼養等をするものであって、飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出することを条件として付する場合は、この限りでない。

- (1) 特定外来生物の種類
- (2) 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量
- (3) 数量の増減の事実が生じた日付及びその数量、相手方の氏名又は名称並びに許可番号

※アメリカザリガニの学術研究、展示又は教育を目的とした飼養等については、輸入又は購入を行わない場合であって主務大臣が定める飼養等の方法を遵守して飼養等する場合は法第4条の飼養等の禁止の適用除外であるところ、数量の把握に当たっては輸入又は購入による数量の増加を把握するのみで十分であることから、輸入又は購入により数量が増加した場合にのみ届出を求めるものとした。一方、生業の維持を目的とした飼養等については、通常の特特定外来生物と同様の規制がかかることから、数量の増減の届出の対象についても通常の特特定外来生物と同様とした。な

お、輸入して愛玩又は観賞する目的での飼養等については、許可の時点で既に飼養等している個体を海外から国内へ持ち込むだけのものであり、許可に係る個体の数量の増減は想定されないため、届出は求めないものとしている。

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法

生業の維持の目的で飼養等をする者にあつては、個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

※生業の維持を目的とした飼養等については、通常の特定期外生物と同様の規制がかかることから、識別措置の内容の届出についても通常の特定期外生物と同様とした。なお、生業の維持の目的以外の目的で行うアメリカザリガニの飼養等については、輸入又は購入する個体以外は法第4条の飼養等の禁止の適用除外であるところ、輸入又は購入した個体のみを識別する必要性が低いことから、届出は求めないものとしている。

ホ 特定外来生物の取扱方法

特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、一時的に、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れる、人が特定外来生物を直接保持する等の適切な逸出防止措置を講じて飼養等をする場合は、この限りでない。